



## 計画書の交付ってどういうこと？



### A. 利用者や保護者の同意を得てから 交付することになるの。

[児童発達支援管理責任者](#)が作った[放課後等デイサービス計画\(個別支援計画\)](#)の原案をたたき台にして、みんなで考えを出してまとめなおすのよ。  
こうしてできたものを放課後等デイサービス計画(個別支援計画)というんだったわね。

障がい福祉のサービスを提供するには、個別支援計画に則って適切な支援内容を確定させる必要があるのよ。  
つまり、[実際の支援は個別支援計画の範囲を出ることはできない](#)、ということなのね。  
それだけこの個別支援計画は重要なものなのよ。

そこで、放課後等デイサービス計画(個別支援計画)には、必ず利用者や保護者に[説明](#)をして、理解と同意を得て署名や押印をもらう。  
そして放課後等デイサービス計画(個別支援計画)を交付します。  
交付して初めて実効することになるのよ。

もしも、児童発達支援管理責任者以外の人で作った放課後等デイサービス計画(個別支援計画)があったとしても、それは無効になるわ。  
必ず児童発達支援管理責任者が作らなければいけないの。

放課後等デイサービス計画(個別支援計画)が作られていない場合は、[個別支援計画未作成の「減算」](#)が適用されることになるわ。  
減算が適用される月から3ヶ月未満までは、100分の70の算定で30%減算。  
3ヶ月以上連続して未作成だった場合は、100分の50の算定で50%減算になるの。

いろいろな加算については、また別に話をすることになると思うけれどね。

## 《MENU》

[《非常災害への対策は？》](#)

[《選ぶときに注意することは？》](#)